

**国民体育大会の参加資格について**  
(県内の国体予選会、北信越国体含む)

公益財団法人長野県スポーツ協会

参加資格については、各競技団体において把握されているところですが、全国において参加資格違反が判明し、罰則が科せられた事例もあることから、国民体育大会の実施要項をもう一度ご確認いただき、選手選考について万全を期してください。

特に、成年種別について下記の点にご留意ください。

1 参加資格について (成年種別)

- (1) 所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、「居住地を示す現住所」「勤務地」「ふるさと」のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

居住地を示す現住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住所を有し、しかも日常生活をしている所を示す。</li> <li>○ 当該大会開催年 4 月 30 日以前から大会参加時まで引き続きこの 2 つの条件を満たしていること</li> </ul> <p>「住所を有し」とは、当該県へ住所に関する届出（住民票）あるいは外国人登録をしていることをいう。 「大会参加時」とは本大会終了時を指す。</p>
勤務地	<p>当該大会開催年 4 月 30 日以前から大会参加時まで引き続き、雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。 (住民票の有無は問わない)</p>
ふるさと	<p>所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。 (地区予選会から参加する年ごとに申請をする)</p>

- (2) 前回又は前々回において選手及び監督の資格で参加した者は、今回異なる都道府県から参加することはできない。(前回出場大会と異なる都道府県から参加する場合には、原則として都道府県予選会を含めて 2 大会以上の間を置かなければなりません。ただし、「新卒者」「結婚又は離婚に係る者」「ふるさと選手制度を活用する者」は除きます。)
- (3) 参加選手は、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。
- (4) 回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

2 ふるさと選手登録について

(平成 17 年度第 60 回国体冬季大会から適用。令和 2 年改定し、第 76 回国体冬季大会から適用。)

卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地の都道府県を「ふるさと」として選択できます。制度を活用する場合は、都道府県予選会に参加する前に、当該都道府県スポーツ協会へ所定の手続きを行います。但し、ふるさと制度で登録できる都道府県は、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校所在地のいずれか 1 都道府県のみで、「ふるさと」として登録した都道府県については、手続き終了後は変更できません。

また、原則として、ふるさと制度の活用は、1 回につき 2 年以上連続とし、利用できる回数は 2 回までとなります。(水泳競技は別途実施要項参照)

**【回数は2回まで】の解釈**

- 1 継続して登録すれば、何年でも使用できます。
- 2 1年間登録がなかった場合（地区大会も含み不出場）は、次年度登録すれば、継続となります。
- 3 登録後、他県出場又は長野県の所在地等の資格で長野県から出場した場合は、1回の権利は終了します。（長野県に戻り、また、県外にでる可能性のある人は、そのままふるさと登録をすることを勧めます。）  
※長野県から所在地又は勤務地として出場資格があっても、ふるさと登録をして出場できます。
- 4 （第76回大会より）  
原則として1回につき、2年以上連続して活用しなくてはならないが、1年目の利用後不参加となった場合、次回参加時に「ふるさと」を選択して参加すれば、1回目の継続活用となる。

- (1) ふるさと登録は本国体に出場する場合のみではなく、地区予選会から必要です。
- (2) ふるさと登録を1回やれば、その後の大会も出場できるのではなく、毎年登録が必要になります。

3 特に注意が必要な場合

- |                                  |                      |
|----------------------------------|----------------------|
| (1) 前年度又は前々年度に他県で出場した人           | (2) 大学又は就職等で県外にいる人   |
| (3) ふるさと選手登録を初めてする人              | (4) ふるさと選手登録が途切れている人 |
| (5) 卒業小学校・卒業中学校・卒業高校のどれかが県外の人（※） |                      |

※第76回大会より卒業小学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択できるようになりました。

- 4 「ふるさと選手登録」提出にあたって  
各協会（連盟）において、提出前に御確認をお願いします。
  - (1) 氏名、生年月日の確認
  - (2) 各協会（連盟）においてふるさと登録の確認
  - (3) 締切日の厳守
  - (4) 所定用紙（第64回大会から様式変更）での提出及びシステムへの入力  
（本大会に出場しなくても、県内予選会に出場した者は必ず登録する）
- 5 国民体育大会参加資格解釈及びQ&Aについて  
「参加資格」については、公益財団法人日本スポーツ協会のホームページに掲載されていますのでご確認ください。  
なお、ご不明の点は県スポーツ協会までお問合せください。

公益財団法人日本スポーツ協会→【国民体育大会】→【選手・監督の参加資格】  
→【国民体育大会参加資格解釈及びQ&A事例集】